平成２７年（フ）第１９７号
熊本市西区城山大塘３丁目２番30号　城山サンハイツ205号
債務者　中園美奈子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３号
長野県飯田市上郷飯沼2963番地４
債務者　岡田　修次
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人下平法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第７７０号
神奈川県海老名市国分北２丁目３番50号
債務者　高田　　茂
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千歳　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月７日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８８号
千葉市美浜区幸町２丁目15番７棟108号
債務者　福島　　優
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８９号
千葉市美浜区幸町２丁目15番７棟108号
債務者　福島めぐみ（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２６３号
千葉市花見川区柏井４丁目９番９号
債務者　末木　君明（旧姓志村）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９６号
千葉市花見川区千種町221番地19
債務者　一本嶋義浩
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３０３号
千葉市中央区港町８番17号
債務者　佐久間孝弘
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３４１号
千葉市若葉区東寺山町61番地６
債務者　寺尾優梨こと　金　　美貞
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５号
兵庫県伊丹市東野５丁目11番地シャンポール東野102号、前住所兵庫県伊丹市南野北１丁目７番３号
債務者　鶴野　光子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６８号
兵庫県伊丹市美鈴町３丁目47番地２
債務者　山本　剛士
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
長崎県雲仙市瑞穂町西郷辛1484番地１
債務者　林田　和也
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第４号
沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶1478番地の１
債務者　新里　一樹
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第８号
沖縄県那覇市繁多川１丁目４番43号　ドミールサクモト303
債務者　伊集智愛子（旧姓兼次）
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第９号
沖縄県名護市字宇茂佐1519番地プラージュうむさ201号
債務者　金城真利江
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２７年（フ）第３２号
北海道古平郡古平町大字新地町284番地
債務者　岡本　弘子
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第３６号
北海道小樽市赤岩１丁目２番19号、前住所北海道小樽市長橋４丁目14番34号　ベース長橋201
債務者　岡林　志保
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
札幌地方裁判所小樽支部